

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ
一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(同)

二

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(同)

二

号外(六) 平成二十一年四月一日

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表産業労働観光部産業政策課の部中「産業労働観光部産業政策課」を「商工労働部

商工政策課」に改め、同表病虫害防除所の部79の項中

作業服(上・下) 夏・冬各

一着二年	を	作業服(上・下)	夏・冬各	一着二年
長く		長く		一足二年

に改め、同表阿多

岐タム管理事務所の部を削り、同表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部中「91」を「90」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「92」を「91」に改め、同表流域浄水事務所の部中「93」を「92」に、「94」を「93」に改め、同表建築事務所の部中「95」を「94」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百二十九号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示（平成四年岐阜県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十一年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、一三七円	一三、三七九円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一九円	一三、三七九円
二十五歳以上三十歳未満	五、八五一円	一三、五九九円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇四円	一六、五四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、九二〇円	一九、七〇三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二七円	二二、一四二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九二円	二四、五八一円
五十歳以上五十五歳未満	六、六〇〇円	二四、八三六円

五十五歳以上六十歳未満	五、九六七円	一三、四二一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六五〇円	一〇、七五六円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一五、一三〇円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、三七九円

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「健康福祉部医療整備課長」を「健康福祉部医療技監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者 岐阜市

発行所 岐阜市藪田南二丁目一番号

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社